

西成署あるいは署の員がなした誤り新聞記事

身負傷したものである。

釜ヶ崎越冬闘争

警官暴行認める

竹村さん勝訴

さる五十一年、大阪・愛隣地区で、労働者への炊き出しや医療活動などを行っていた「釜ヶ崎越冬闘争実行委員会」のメンバー、竹村盛さん(三三)〔大阪市西成区玉田西二の八〕が、「労働者に向かつて行っていた演説を妨害しようとした警官に殴られ、負傷した」と、大阪府を相手に七十三万余円の損害賠償を求めていた訴訟で二十日、大阪地裁民事二十三部(岡村目裁判長)は、警官に違法な暴行があったことを認め、府に対して竹村さんに治療費や慰謝料などとして九万余円を支払うよう命じる判決を言い渡した。

1981年2月21日読売新聞

警官がはね死なす

二十日午後二時ごろ、大阪府南

河内郡狭山町半田の府道で、近くの無職松川奈美男さん(四七)が河内長野市野作町、大阪府警西成署総務課八木秀男巡査長(三三)運転の乗用車にはねられ頭を強く打って間もなく死んだ。黒山署の調べによると、八木巡査長は、道路わきの路地から出てきた松川さんに気づくのが遅れたらしい。同署は業務上過失致死、道交法違反の疑いで八木巡査長から事情を聴いているが、松川さんの足取りもふらついていたらしく

1981年2月21日朝日新聞

く、松川さんが酒に酔って車に気がつかなかったのではないかとみて、家族から事情を聴いている。

警官の暴行明らか

五年前、あいりん地区での規制

大阪府に九万支払い命令

五年前、大阪市西成区のおいりん地区で、日雇い労働者たちを苦しめていた「釜ヶ崎越冬闘争実行委員会」のメンバーが、警官にならぬれがをした。と大阪府を相手に損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁の岡村裁判長は二十日、「警官の暴行は明らかだ」として、府に九万円（請求額は七十一万円）の支払いを命じる判決を出した。

訴えていたのは大阪市西成区玉出西四丁目、日雇い労働者竹村盛さん（三三）。

判決によると、竹村さんは五十年一月三日夜、大阪市西成区萩之家茶屋一丁目、社会福祉法人大阪社会医療センター前で、「越冬闘争実行委」の他のメンバーらと、夜食の弁当を配っていた。リーダの稲垣浩代表が約三百人の労働者を前に「行政が労働者に仕事を保障しないのは不当だ」などと演説したのに対し、西成署は「付近住民らに迷惑がかり、放置できない」として規制に当たり、もみ合いとなった。竹村さんはその際、警官に手で右目付近をなぐられ、三週間のけがをした。

裁判では警官の暴行の有無が争われ、大阪府側は「規制に当たった警官は労働者の身体には触れておらず、なぐったことあり得ない」と主張していた。

この日の判決で、岡村裁判長は事件当時、警官と労働者側が緊迫した状態だったことや、竹村さんが負傷した直後、警察に抗議する演説があったことを指摘。「労働者の身体には触れなかったという

警官の証言は信用できない」と、大阪府の主張を退けた。しかし、損害額の算定については、治療費、慰謝料などは認められたものの、休業補償は認めなかった。

この判決に対し、大阪府警監察官室は「判決を見ないとよくわからないが、こちらの調べでは警察官が暴行した事実はない。判決は納得できず、控訴する方向で検討している」と話している。

一九八一年二月二日 朝日新聞

8/21
ほんの一部の警官ですが

目に余る乱暴な言動も

拜啓、西成署署長様。

あいりん地区最大のイベントといわれる金ヶ崎夏祭りも十五日に無事終わり、秋の訪れが近づいています。あいりん地区は、わが国最大の労働者の街。そのほぼ中心部に腰をすえ、五百人近い警官が勤務している西成署は、まるで要さぬように見えます。二十年前の第一次あいりん暴動直後に「地区対策の切り札」として登場したという「西成署防犯コーナー」もあり、署部の定員以下十五人のスタッフは、日夜労働者の相談や地区内の情報収集をしておりますが、私は最近、防犯コーナー以外の警官の労働者に対する反応が気になりました。この口を



拜啓 西成署長様

あいりん夏祭りで楽しそうに盆踊りに興じる労働者たち

いる。なかなか起きるといふ労働者に腹をすえかねたのか、二人の若い警官が両腕をそれぞれ持ってひきずろうとし始めました。二人から「どうしましょか」と聞かれた死闘らしい警官が「どうにか捨てていようよ」ともなげに言いつつ二人は労働者をひきずりボトと署横のみに降りました。体が濡れたため労働者はびしょ濡れに飛び起き「お前かがしたらどうするん」と三人をにらみつけたところ、警官たちは「おう」と下をもちあげ「いけや」と言い残して署内に消えたのです。

労働者はみなさびしいのです

から一歩外へ出た私はある光景に、労働者をゆり起こしているのを見出し、酒を飲んで話してきた者の腕をねじ上げて、むりやり保護室に押し込んだりもします。私はこういう光景を見ただけで、さびしいのです。

心のこもった 応対を

心が痛みます。確かに、防犯コーナーのメンバーは、少ない人数で一万七千人の目黒い労働者を相手によくやっています。自腹をきって金を貸してやったり、喫茶店のモーニングサービスに付いてきたトーストを残しておいてやったり、もったいない映画の入場券を配ったり、いつも労働者のために心をこもってやっています。なに、一部署員の突き放すような振る舞い、労働者との交流を図ったように、勤務時間を気にせず労働者と一緒にさびしい気持ちが必要。一番大切なことは労働者に人間的な扱いをしてやることにつながる」という言葉をもう一度かみしめたいと思います。

(社会部・畑山博史)

一九七九年三月八日 朝日

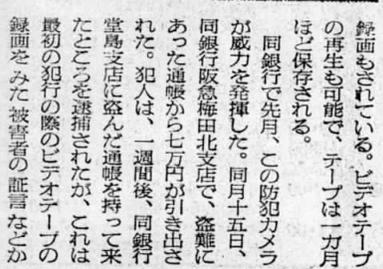
大阪高裁でも 府警側敗れる

あいらんの警官暴行
四十八年のあいらん地区騒動で
警官からけがをさせられた、と市
民が大府府に損害賠償を求めて、
区高倉町三丁目、調理士松岡良輔

控訴審で大阪府警側はの当時
西成署内には、多数の報道関係者
がいたが、そうした報道はなかつ
た。けがをしていながら、苦痛を
訴えたはずのけがは、保護措置を
解いたあと、別の場所を受けたと
推定できる——としていた。
これに対して、村瀬裁判長は一
審の大阪地裁判決を全面的に支持
し「暴行は抵抗を拒否するため、
程度を超えて行われた。報道関係
者がいたからといって事実がなか
ったとはいえない。また、松岡さ
んが苦痛を訴えなかったというこ
とも暴行の事実を否定できるもの
ではない。松岡さんが別の場所で
けがをしたとする証拠もな」と
したのでた。

防犯カメラはブームだが、金融機関

三菱銀行北畠支店の強盗・監禁事件以後、全国の金融機関などで防犯用のテレビカメラを設けることが増えている。札幌の半蔵銀行強盗の犯人がビデオテープに撮られていたほか、大阪の三井銀行では、他人の通帳を盗んで預金を引き出した男が、テレビカメラの「活用」で二度目の引き出されるだけに、「悪用されない保証」の行の場合、各支店の一階の天井の



録面もされている。ビデオテープの再生も可能で、テープは一月月ほど保存される。
同銀行で先月、この防犯カメラが威力を発揮した。同月十五日、同銀行阪急梅田北支店で、盗難にあった通帳から七万円が引き出された。犯人は、一週間後、同銀行堂島支店に盗んだ通帳を持って来たところを逮捕されたが、これは最初の犯行の際のビデオテープの録面をみた被害者の証言などが

各所に五台前後のテレビカメラが据え付けられ、カウンター付近に、カマラの映像は二、三階にあら客の行き来するフロア、現金自

ら、身元が割れていたためだ。電機業界の話では、監視用テレビカメラの本格的な利用が始まったのは四十年代初期。当初は工場内の省力機器として利用されるケースが多かったが、次第に駅構内やホームの乗客の動きを見張ったり、防犯の目的で設置するなど

なことを警戒する一方で証拠資料を集めることも可能だ。
最近では、現金自動支払機の設置など金融機関のサービスの機械化、多角化と、それに歩調を合わせた犯罪の急増傾向が、テレビカメラ利用に一層拍車をかけている。国内だけで約一万四千台のテレビカメラのセットが出荷され、うち約四千二百台が防犯用という。こうして、一般の市民に向ける

悪用恐れる声も

銀行は抜群の効果力説

用範囲が広がった。たとえば、大阪・西成のあいらん地区では、すでに十年も前から、街頭監視用のカメラが、かつて西成騒動の「拠点」となった通称「首角公園」(秋之森南公園)前など二十四カ所に設置されている。映像は西成署内にあるモニターテレビに映し出される仕組み。十四カ所のうち数カ所には、ビデオ装置を取りつづけることもできるの

る作用を社会全体としてどう考えるかがあらためてクローズアップされてきた。
まず、テレビカメラの設置者は、抜群の効果と悪用の危険の両方を力説する。「スキャンダル」などありませぬ。ビデオは取って、勝手に外部へ出して、権利の確立が急務」(七主張)。

「審支持」府は20万払え
警官の暴行で大阪高裁
大阪、西成署に降りかかった
損害賠償請求された際、警官らの暴行が激しかったことにより、

大阪、西成署に降りかかった損害賠償請求された際、警官らの暴行が激しかったことにより、
大阪、西成署に降りかかった損害賠償請求された際、警官らの暴行が激しかったことにより、

1979年3月8日

焼死 5か月も気づかず

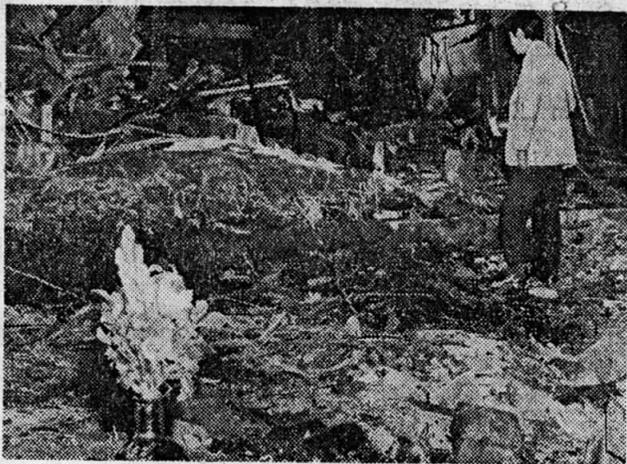
78
6/28 読

西成署ずさんな捜索

焼け跡から遺体

「姿見た」の情報うのみ

今年一月、大阪・西成区で燃えたアパートの焼け跡から、二十七日、白骨化した焼死体が見つかった。当時「行方不明」と大騒ぎになった入居者らしいが、五か月も放置されたのは、西成署が「出火直後、現場付近にいるのを見かけた人がいるらしい」という情報を信じ、捜索を打ち切ったのが原因。付近の住民からは「何でいまごろに……」とずさんな捜索を批判する声が強く、現場に花束と線香を供えて、死者のめい福を祈る姿もあった。



焼死体が発見された現場に供えられた花束

五か月ぶりに遺体が見つかったのは西成区山王一の二の七アパート「寿荘」多田俊己さん。交経營の焼け跡。この日午後二時五十分ごろ、近くの平瀬組の安井重春さん五〇ち作業員四人が解体作業中、西側のアパートとの間にある幅約四十センチの側溝から、

らに焼け跡を掘り起すと、仰向けに倒れた男の焼死体が出て来た。

男の人は四十一歳。仰向けで、左足をまっすぐに伸ばし、右足を「く」の字に曲げた格好。一部に肉が残っていたものの、かなり腐乱。頭ガイ骨などは半ば白骨化していた。上半身が濃紺ブルーの

水色格子のバジヤマ、黒地に白柄セーター、ラクダシャツ二枚を重ねていたが、下半身はただ履きただけしか確認できなかった。火事起きたのは一月二十九日午後九時四十分ごろ。木造二階建て一部三階の「寿荘」延べ約二百平方メートル全焼。北隣の内田アパートも「アパート」棟（いずれも木造一階）計延べ約百七十平方メートルも焼き、一人がけがをした。寿荘に入っていた十二人のうち二人が行方不明となり、翌三十日朝から同署員と西成消防署員計約二十人が焼け跡を捜索。しかし、うち一人は四日後「作業員宿舎へ出ていた。お騒がせしました」と同署へ出頭。残りの二人についても所有者の多田さんが「ふたからからよく旅に出る人だが、だれかが出火直後に姿を見かけている」と証言したことから捜索を打ち切っていた。

この人は「間野」という名前。五、六年前から寿荘に入居。一階西側の二部屋（いずれも三畳間）を借り、二部屋は物置に使っていた。火元は二階屋東で、遺体の発見場所などから、同署は「間野」さんが逃げ遅れて焼死したの

真冬にしても不必要なほど重ね着をしているところから、だれかが野宿代わりに西アパートの間にこもり込んだことも考えられるので、身元の確認を急いでいる。

多田さんは昨年末、亡くなった父のあとを引き継いだため間野さんが入居したいきまっとなおわからず「行商の仕事をしていたら」と言っている。

発見が五か月も遅れたことについて、同署は「行方不明者がいたうえ出火原因がつかめないため、検証には大工の人まで動員して住

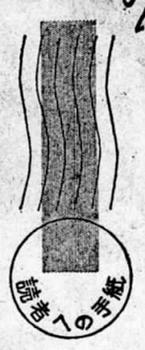
を切り、屋根裏も確認するなど、いつも以上に慎重にやっていたはず。現場がわずか四十センチの間隔だったことや契約書が不備で、一人ずつ照合できなかったため、また聞

78年6月28日発売

きの情報を見たという説明している。

能文バ 証

18 5/17 読



新聞記者は自らもさかさまなトッパン見出しのトッパンもあれば、ベタ、つまり一段見出しのさかさまのものもある。最近私はある事件の取材にかかわり、記事としては本のベタにすぎなかったが、随分考えさせられるものがあった。

人権軽視の勇み足捜査

「強盗」で逮捕 実は「暴行」

「と判断したものが、その後、関係者の話を検討した結果「傷害致死事件」や「過失致死事件」としてのケースは少あるものがある。テレビ、映画化された凶悪犯のレッセルは、お客さんは、桃山台まで

「金を出せ」と抱えていった「強盗」で手配したのに、発牛数時間後、犯人が捕まらない「恐ろしい」状況を見せている。こんな例を見せつけられると、凶悪事件の検挙率を高めようとする警察の姿勢が、いかにもおどろかしくもなる。お客さんは、桃山台までと

「と判断したものが、その後、関係者の話を検討した結果「傷害致死事件」や「過失致死事件」としてのケースは少あるものがある。テレビ、映画化された凶悪犯のレッセルは、お客さんは、桃山台までと

「と判断したものが、その後、関係者の話を検討した結果「傷害致死事件」や「過失致死事件」としてのケースは少あるものがある。テレビ、映画化された凶悪犯のレッセルは、お客さんは、桃山台までと

「と判断したものが、その後、関係者の話を検討した結果「傷害致死事件」や「過失致死事件」としてのケースは少あるものがある。テレビ、映画化された凶悪犯のレッセルは、お客さんは、桃山台までと

